

弁護士報酬の透明化・合理化に関する規則の整備について（資料・案）**第1 個々の弁護士の報酬情報の開示・提供の強化****（報酬基準の作成・備え置き義務）**

弁護士は、報酬情報の開示・提供に資するようにするため、法律事務の処理をするために必要な「弁護士報酬に関する基準」を作成し、これをその所属する法律事務所に備え置かなければならないものとする。

「法律事務」とは、従来の「報酬等基準規程」で「事件等」と表現していたことと同義である。

「弁護士報酬に関する基準」とは、その弁護士が法律事務を行うにあたって用いる「報酬規定」、いわゆる「料金表」をいう。

同一の法律事務所に複数の弁護士が存在する場合に、弁護士が他のメンバー弁護士と異なった報酬基準で受任しているときには、複数の「弁護士報酬に関する基準」が必要になる（たとえば、経験年数の相違によるタイムチャージの時間単位の違い）。

（報酬基準の内容）

「弁護士報酬に関する基準」には、少なくとも、弁護士報酬等のシステム、弁護士報酬等の種類、金額、その算定方法及び支払時期並びに委任関係が途中で終了した場合の精算方法が明示されていなければならないものとする。

この「弁護士報酬に関する基準」は、依頼をしようとする第三者にもわかるような表現で明示されている必要がある。

「弁護士報酬等のシステム」とは、「着手金と報酬金システム及び手数料システムによる」あるいは「時間制報酬システムによる」などの弁護士報酬システムをいう。

「弁護士報酬等の種類」とは、従来利用されてきた着手金、報酬金、手数料、顧問料、日当、時間制報酬に限らず、コンティンジェント・フィー、これらの混合型を含む法律事務を処理するために依頼者が弁護士に支払う一切の費用をいう。

（一般的報酬情報の開示・提供）

弁護士は、弁護士報酬の情報を開示・提供するように努めるものとする。

「報酬情報の提供の方法」については、法律事務所内への報酬情報の掲示、報酬情報に関するパンフレット・リーフレットの作成交付、新聞・雑誌・ラジオ・テレビ等による広告、ホームページを利用した報酬情報の公表等も含め、その実情に応じた情報提供が考えられる。

（弁護士会の広報）

弁護士会は、弁護士の報酬情報に関する広報に努めるものとする。

市民からは、現在においても、弁護士会に弁護士の報酬について多数の問い合わせがきているのが現状であり、弁護士会は今後も、こうした市民に対して適切な報酬情報を提供する必要がある。たとえば、弁護士報酬について、折に触れて会員アンケートを実施して統計的な資料を作り、弁護士会がつくる「目安」情報を広報することなどである。

第2 依頼者に対する報酬等説明義務等

（依頼者に対する報酬等説明義務）

弁護士は、依頼者に対し、明確かつ平易な表現をもって法律事務処理に関し、あらかじめ、弁護士報酬等のシステム、弁護士報酬等の種類、金額、その算定方法及び支払時期について、また、委任契約締結を前提とするときは、委任契約が途中で終了した場合の精算方法その他依頼者の権利義務に関する情報を提供し、十分説明しなければならないものとする。

「依頼者」とは、具体的な法律事務処理を弁護士に依頼（委任）した者とこれから依頼（委任）しようと考えている者をいう。

「弁護士報酬等のシステム」を説明したうえで、弁護士報酬等の種類、金額、その算定方法等の説明することとしたのは、たとえば、同じ「時間制報酬」、「日当」、「報酬金」という言葉を用いても、異なる意味に使われることがあることから、そのことを明示することで、他の弁護士の報酬情報との比較に際しても混同を生じさせないようにする趣旨である。

報酬情報の提供義務に関する条項には、消費者契約法第3条の趣旨も盛り込んでいる。

現行の報酬等基準規程

第7条（弁護士の説明義務等）

1、弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しな

なければならない。

現行の弁護士倫理

第36条（報酬の明示）

弁護士は、依頼者に対し、受任に際して、その報酬の金額又は算定方法を明示するように努めなければならない。

（報酬見積書）

弁護士は、法律事務処理を依頼しようとする者から申し出があった場合、その者に対して、依頼しようとする法律事務の内容に応じた弁護士報酬等のシステム、弁護士報酬等の種類、金額、その算定方法及び支払時期に関する事項を記載した弁護士報酬見積書を作成して交付に努めるものとする。

「報酬見積書の交付義務」及び「依頼者に対する報酬等説明義務」のうちの「依頼しようとする者」への説明義務には、市民がいわゆる「セカンド・オピニオン」を求めることをも可能にしようという配慮がある。

各单位弁護士会に意見照会した原案では、「受任しようとする場合」にのみ、その見積書を交付する義務を課していた。しかし、その交付にあたっての制限部分を削除し、見積書を一般的に交付する内容とした。その均衡上、交付義務ではなく交付の努力義務とした。これにより、弁護士報酬の見積書交付の実務をより普及させることを目指す。

現行の報酬等基準規程

第7条（弁護士の説明義務等）

4、弁護士は、依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前2項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

第3 委任契約書の作成義務

（委任契約書作成義務）

弁護士は、法律事務の処理を受任したときは、原則として、弁護士報酬等に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならないものとする。

原則の例外としては、法律相談、顧問会社などのように継続的な依頼関係があつて依

頼者との間でその受任内容が明らかであるとき、緊急性があるとき、法律事務の処理にかかる金額が少額るとき、一回性の要素の強い「内容証明作成手数料」、「契約書作成手数料」、「遺言作成手数料」などが考えられる。

現行の報酬等基準規程

第7条（弁護士の説明義務等）

2，弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならない。

（委任契約書の記載事項）

前項の委任契約書には、事件の表示、受任の範囲、弁護士報酬等のシステム、弁護士報酬等の種類、金額、その算定方法及び支払時期、委任契約が途中で終了した場合の精算方法その他の特約事項を記載しなければならないものとする。

「その他の特約事項」としては、たとえば、依頼者が支払うべき弁護士報酬等の金銭を支払わないときには法律事務を中止できるものとする（現行規程第44条）、依頼者が弁護士報酬等の金銭を支払わないときには、この金銭債権と弁護士の依頼者に対する金銭債務と相殺でき、あるいは依頼者から預かり保管中の書類等を引き渡さないものとする（現行規程第45条）など、依頼者の権利義務に関わる事項が考えられる。

現行の報酬等基準規程

第7条（弁護士の説明義務等）

3，委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。